

第9回農業委員会総会議事録

令和3年9月6日(月)

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第30号から第33号)
日程第4 議事(議案第26号から第28号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (1 7 人)

1 番	樋上 豊	4 番	帯刀 眞理子
6 番	城石 美枝子	8 番	炭谷 一三
9 番	森 敏朗	10 番	進藤 久司
11 番	栗山 信治	12 番	松山 宗則
13 番	明石 茂	15 番	林 康弘
17 番	前田 進	18 番	竹内 正治
19 番	永森 薫	21 番	稲垣 潔
22 番	山崎 善夫	23 番	堀 正
24 番	有沢 敏博		

欠 席 委 員 (8 人)

2 番	白山 一男	3 番	土合 正夫
5 番	浅井 満	7 番	金 賢志
14 番	末永 久義	16 番	高橋 吉博
20 番	高口 宗範	25 番	小川 博行

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第31号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報告第32号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 第4 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長	遠藤 修	副主幹	村中 一也
主査	吉田 大樹	主事	原 美里

射水市農林水産課

主任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時56分

議長（堀会長）

ただいまから、第9回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、出席
委員を減じて開催することをご案内させていただきました。

このため、2番 白山委員、3番 土合委員、5番 浅井委員、7番 金
委員、14番 末永委員、16番 高橋委員、20番 高口委員、25番 小
川委員は、本総会の会議を欠席していただいております。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「19番 永森委員」「21番 稲垣委員」をそれぞれ指名します。

会 期 の 決 定

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

報 告

議長（堀会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第30号の説明）

議長（堀会長）

報告第30号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
を議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

（報告第31号の説明）

議長（堀会長）

報告第31号農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理につい
てを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

（報告第32号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第32号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了承をお願いします。

（報告第33号の説明）

議長（堀会長）

次に報告第33号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを

議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議

事

議長（堀会長）

次に日程第4、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

（議案第26号説明・表決）

議長（堀会長）

それでは、まず議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について
をお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（吉田）

議案書により説明。

議長（堀会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第26号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起さる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第26号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

全員挙手です。

よって、議案第26号を許可することに可決されました。

(議案第27号説明・表決)

議長(堀会長)

次に、議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(吉田)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第27号の1番について、有沢委員より説明をお願いします。

有沢委員

議案第27号の1番について説明します。

申請人は夫と長男とともに 市内の賃貸住宅で生活しています。

昨年3月に長男が生まれてからは、賃貸住宅では不便な点が多く、今後安定した生活環境を整えて子どもをのびのび育てるため、新たに住宅を建築することにしました。

申請人は、自分が学んだ地域で子どもの教育環境を整えたいと考えており、また、本家の農作業を手伝い両親を支えていきたいと考えています。両親に相談したところ、祖母が所有する申請地で承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくをお願いします。

議長(堀会長)

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
議案第27号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。
よって議案第27号の申請については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第28号説明・表決)

議長(堀会長)

次に、議案第28号農用地利用集積計画の決定についてを議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。議案第28号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起きる)

議長(堀会長)

ご異議なしと認めます。議案第28号農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。

よって、議案第28号射水市農用地利用集積計画については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長(堀会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第9回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時20分

その他協議・報告事項

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 10月6日(水) 午後2時から
- ・会場 大島分庁舎大会議室

その他

議 長

署名委員

署名委員